広域まちづくりモデル調査検討会 設置要綱

(目的)

第1条 既存の広域交通ネットワークを活かし、広域的な観点からまちづくりを進める に当たり、富山高岡広域都市計画区域内の開発予定地等をモデル地区として選定し、 まちづくりのあり方、方向性等の検討を行うため、広域まちづくりモデル調査検討会 (以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 広域的なまちづくりのあり方、方向性の検討に関すること。
 - (2) その他検討会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 検討会は、座長及び10名以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる委員により構成し、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座 長)

- 第4条 検討会の座長は、知事が委嘱する。
- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長が出席できないときは、あらかじめ座長が指名する委員(副座長)がその職務 を代理する。

(会 議)

- 第5条 検討会は、知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第6条 検討会の事務局は、富山県知事政策局総合交通政策室、経営管理部管財課、商工労働部立地通商課及び土木部都市計画課に置き、検討会の庶務は土木部都市計画課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に 定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月7日から施行する。

広域まちづくりモデル調査検討会 委員名簿

区分			氏 名	所属・職名
座長	学識経験者	都市計画	西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科教授
委員		地域振興	長尾 治明	富山国際大学現代社会学部教授
			石黒 厚子	一般財団法人北陸経済研究所主任研究員
	商工関係		羽根 由	富山経済同友会地域活性化委員会副委員長
			宮崎 友之	一般社団法人富山県経営者協会事務局長
	不動産関係		金山 健治	公益社団法人富山県宅地建物取引業協会常務理事
	利用関係者		杉江 幸男	富山県自治会連合会会長
			深松 茂	富山県PTA連合会副会長
	関係市		中村 純	富山市副市長
			村田 芳朗	高岡市副市長
			泉 洋	射水市副市長

(11名)